

自立支援医療（精神通院医療）について 「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます

平成30年9月から、障害者総合支援法に基づく自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担上限額の決定に当たり、「寡婦(夫)控除のみなし適用」が実施されます。

以下の要件をどちらも満たす方が世帯の中にいる場合には、みなし適用の対象となる可能性があります。

- 法律上の婚姻をすることなく、父または母となった方
- 現時点(申請時及び前年末)において、婚姻をしていない方

※「婚姻」には、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。

※そのほか、税法上の寡婦控除と同様の要件に該当する必要があります。

要件を満たす方について、寡婦控除が適用されたものとみなして算出した市町村民税（その結果、非課税となる場合を含む）を基礎として、自己負担上限月額等を算定するため、より自己負担の少ない階層区分に決定されることがあります。

※あくまでみなし適用のため、**市町村民税自体が減額されるものではありません。**

※**適用には申請が必要**となります。

※要件に該当するかを確認するため、原則、**戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）を提出していただきます。**

※現在、税法上の寡婦（夫）控除の適用を受けている方、生活保護受給者の方、市町村民税世帯非課税者の方、人工呼吸器等装着者（特定医療費（指定難病））として認定される場合に該当する方は、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しても、負担上限月額が減額されません。

※その他、所得の状況等によっては、**負担上限月額が減額されない場合があります。**